

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退がありました。

平成二十七年二月二十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
吉井日昇堂薬局	橿原市大久保町四二八	平成二十六年十二月三十一日
あしび薬局赤田店	奈良市西大寺赤田町一―五―一三	平成二十七年一月一日